

甲は、乙から紹介した応募者が、他企業の求人に応募する場合のあることを確認する。

第7条(甲の義務)

甲は、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、乙に対して通知することなく、応募者と直接連絡を取り、又は応募者を採用してはならない。

第8条(紹介手数料)

1. 甲は、第1条(1)により乙が紹介した応募者の内定を決定し、応募者(以下、「採用者」という)が甲の内定承諾を表明した段階で紹介手数料が発生する成功報酬方式とする。
2. 甲が乙に支払う紹介手数料は、1人当たり25万円に消費税を加算した額とする。
3. 乙が甲に紹介した採用者が、自己都合により又は就業規則違反等の採用者の責に帰すべき事由により入社後24ヶ月以内に退職したときは、乙は下記に定めた紹介手数料を甲に返還する。

- | | |
|-----------------------|------------|
| ● 3ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の100% |
| ● 6ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の50% |
| ● 7ヶ月から12ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の30% |
| ● 13ヶ月から18ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の20% |
| ● 19ヶ月から24ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の10% |

4. 前項の返還金は、甲が乙へ当該退職者が退職した旨を通知した日の翌月末までに、甲の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込手数料は乙の負担とする。

なお、両社の協議により、他の採用者にかかる紹介手数料との相殺によることができる。

5. 第1条(2)のサービスに対する報酬、支払方法等については、甲乙協議の上、都度決定する。

第9条(紹介手数料の報告及び、支払方法)

1. 甲は、前条に基づき算定された紹介手数料の額を集計し、すみやかに乙に報告する。
2. 甲は、報告日から10日以内に紹介手数料を乙の指定する銀行口座に振り込む。なお振込手数料は甲の負担とする。

手数料振込先：三菱UFJ銀行 大和高田支店 普通 0148051 (株)MHRマネジメント

第10条(守秘義務)

1. 甲及び乙は本契約に関し、契約継続中及び終了後を問わず、相手側から秘密である旨明示のうえ受領し又は開示を受けた情報の一切を、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。
2. 個人情報を除き、前項にかかわらず次の各号に該当する情報については守秘義務の範囲外とする。